重機暴走事故で娘を亡くした井出様の裁判と加害者（被告）の主張【交通事故被害者】

最初のページに戻る

病院到着時にはすでに死亡していたのだから、病院での付き添い看護費用や病院までの交通費は支払わない - よくそんなこと言えるな！

第２　被告らの主張

１　付添費用

本件事故が発生したのは平成３０年２月１日午後３時５３分ころで（甲１），亡安優香が死亡したのが，同時刻の午後３時５３分ころである（甲２）。亡安優香は，大阪赤十字病院救急救命センターに搬送されたときには，すでに死亡していたのである。近親者が，亡安優香の看護のために付き添う必要性はなく，付添費用は認められない。

- 医師が死亡診断をしていないのにかかわらず、「病院到着時にはすでに死亡していた」「よって病院付き添い費用は支払わない」だと！
- 本当に加害者（原告）がそんなことを言っているのか！！損保会社（三井住友海上）が言っているのでは？
- 加害者や損保会社は社会倫理としてこのような発言をして良いのか？
- これを黙って聞いている裁判官の質はどうなのか？他の裁判質疑からも彼らの質は明らかに低下していると断言できる（西田眞基裁判長、すでに退官）
- 24時間全力でどんな患者も差別なく救急救命に取り組む医療チームの努力をなんと思っているのか！？

三井住友は裁判当初は、聴覚障害者の「逸失利益」「健常者の４割」

と主張- すぐに健常者の６割が妥当と言いかえた

「健常者の６割は妥当か」聴覚障害者の「逸失利益」めぐる訴訟が結審ABCニュース - Yahoo!ニュース

聴覚障害の女児死亡事故訴訟“ 逸失利益で差別 ”と父親が訴え｜NHK 関西のニュース

いのちの格差　障害のある人の「逸失利益」をめぐって - 記事 | NHK ハートネット

三井住友は『聴覚障害者には、9歳の壁、9歳の峠、という問題がある - 教育学研究「シュタイナーの教育方法論の特質」のこと？障がい者のことを書いたものではない！

ドイツ改革教育学(Deutsche Reformpadagogik)に属するとされるシュタイナーの教育方法論1)は,この課題の解決のための示唆を与えてくれると考えられる.なぜなら,彼の教育方法論は,人間の発達という視座を,人間の「調和的な育成(Harmonische Ausbildung)の根幹に据えているからである.
しか もアメ リカのギ ンスバーグ(I.H.Ginsburg)も,「シュタイナーの世界観の細部は今日の議論にとって不適切な ものであ る2}」と批判 してはい るもの の,彼 の発達観それ 自体 をピア ジェ(J. Piaget)の それ と比較 しなが ら,「今 日で も十 分に通用するものは,(シ ュタイナ一の一 引用者註)発 達段階の考 え方 で ある3)」 と高 く評価 してい るか らである.
シュタィナーは,入 間の発達 を一貫 した観点か ら捉 えた うえで,子 どもの発達過程 を,お よそ7年 お きに,幼児期と児童期 と青年期に区分 している.そ して彼 は,各発達期 に固有の課題 と教育方法を提唱 している

- _pdfから抜粋（著作権者許諾）

弁護士（三井住友の顧問弁護士） ― 誤った引用を裁判に持ち出すな！ふざけるな！

報道

Youtube 一般社団法人 事故車損害調査協会DAA

【前編】重機暴走事故で娘を亡くした両親が知ってほしいこと【交通事故被害者】New!

内容ログ（前編）

【後編】重機暴走事故で娘を亡くした両親が知ってほしいこと「三井住友海上取締役社長船曳真一郎氏が絶対に見るべき動画」New!

内容ログ（後編）

重機暴走事故で亡くなった聴覚障害者の賠償金は低くてもいいのか？New!

【前編】重機暴走事故で娘を亡くした両親が知ってほしいこと【交通事故被害者】 - あざらし情報局

【交通事故被害者救済DAAの考えが国会へ！【緒方林太郎衆議院議員】

天声人語_８５_の価値_朝日新聞デジタル.pdf

社説_障害と逸失利益_差のない社会へ着実に_朝日新聞デジタル.pdf

2023.03.14 コラム「聴覚障害の女児死亡事故」裁判の判決に見る障がい者への認識

参考

- https://www.asahi.com/ajw/articles/14849218
- Earnings of Disabled-Worker Beneficiaries
- s3.pdf|障害者差別が裁判で争われた事例
- 「障害者差別解消法」ってどんな法律？不当な差別的取り扱い、合理的配慮とは？問題点など解説します | DPI 日本会議
- いのちの格差　障害のある人の「逸失利益」をめぐって - 記事 | NHK ハートネット
- 日本弁護士連合会：障害のある人に対する差別を禁止する法律の制定を求める宣言

もどうぞ
リクエストフォーム、コメントユーザ名（ログイン名）* メールアドレス *
希望パスワード（省略可能） 質問など（省略可能）
人間の証明として、ボックス内の全ての文字を入力してください。 <?xml version="1.0"?>

この項目は空のままにして下さい：
送信

まだこんな損害保険会社と契約するの？
加害者になっても被害者になっても大変！

4　逸失利益

(1)　原告らは、亡安優香の逸失利益基礎収入を、平成３０年賃金センサス（全労働者・学歴計・全年齢）の[redacted]と主張する。

(2)　しかし、亡安優香は、事故当時、大阪府立生野聴覚支援学校の５年生であり、聴覚障害があった。

聴覚障害の労働能力喪失程度は、例えば、自賠責後遺障害別等級表では、次のとおり分類されている。

第４級３号　「両耳の聴力を全く失ったもの」　喪失率９２％

第６級３号　「両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの」　喪失率６７％

第６級４号　「１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」　喪失率６７％

第７級２号　「両耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」　喪失率５６％

第７級３号　「１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの」　喪失率５６％

未整理

BLU_GRN_原審書証6_20230212.pdf

- 9 -

生野聴覚支援学校の検査データをもとにすれば、身体障害者等級は６級に該当するかどうかのレベルである〔乙１〕。

しかし、実際は、亡安優香は、身体障害者等級３級であり、それに沿う大阪市立総合医療センターの検査結果は信用できる。

現に、大阪市立総合医療センターの平成28年６月６日の診療録には、「学校でのデータを確認するが、２月のデータが左耳の平均聴力が60db で非常によい一当科ではそのようなデータが出たことはなく、そもそも身障者に該当しなくなる　何らかの原因で一時的に良いデータが出たためではないかと思われると説明した」と記載されているとおり、生野聴覚支援学校での検査結果については、一時的なものとして本来の聴力であるとは捉えていないことがわかる。原告も、様耳の聴力が、右 70db、左 67.5db であったと主張していないこ

聴力の分析

(2) 原告は、補聴器を装用していれば、雑音が多い場所でない限り、会話が可

- 10 -

2021年 9月13日 12時09分 FAX 5526 P. 12/12

能であり、普通の大きさの音声で話せば、大部分を聞き取ることができていたと主張しつつ、困難な場合には、音声のみにこだわらず手話や文字でコミュニケーションを図っていたと主張する。

しかし、それは同時に、補聴器を付けていても、音声のみならず、ほかの方法を用いてコミュニケーションを取る必要がある場合があることを示すものにほかならない。

以上

誰でも、音声以外の方法でコミュニケーションしているのでは？

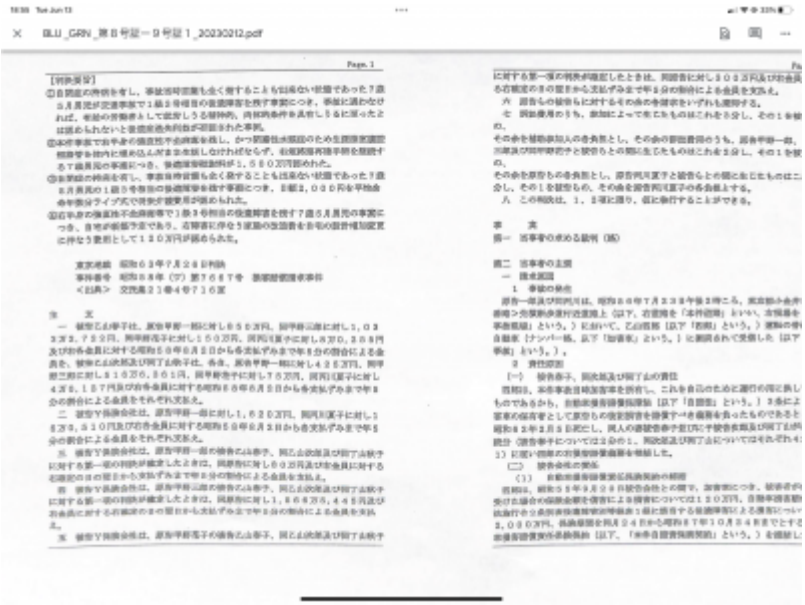
BLU_GRN_第８号証－９号証１_20230212.pdf

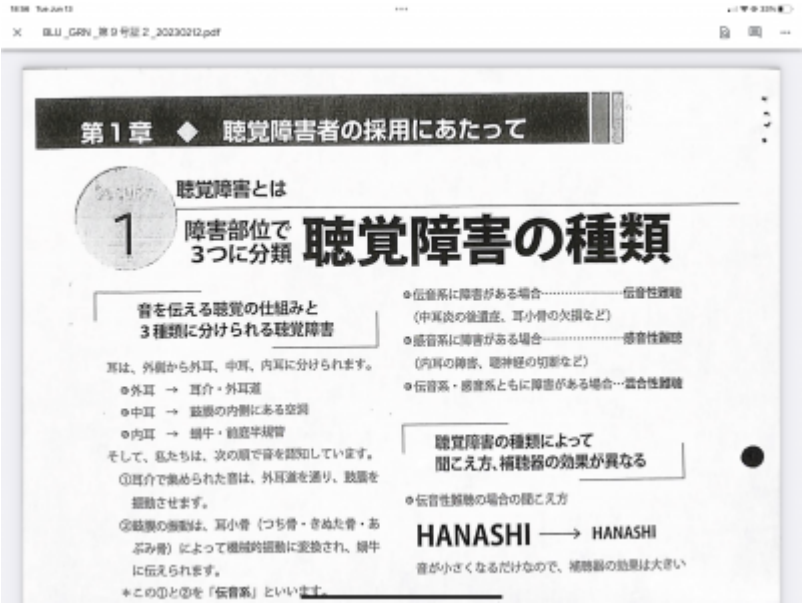

第１章 ◆ 聴覚障害者の採用にあたって

聴覚障害とは

1 障害部位で3つに分類 聴覚障害の種類

音を伝える聴覚の仕組みと3種類に分けられる聴覚障害

耳は、外側から外耳、中耳、内耳に分けられます。
- 外耳 → 耳介・外耳道
- 中耳 → 鼓膜の内側にある空洞
- 内耳 → 蝸牛・前庭半規管

そして、私たちは、次の順で音を認知しています。
①耳介で集められた音は、外耳道を通り、鼓膜を振動させます。
②鼓膜の振動は、耳小骨（つち骨・きぬた骨・あぶみ骨）によって機械的振動に変換され、蝸牛に伝えられます。
＊この①と②を「伝音系」といいます。

- 伝音系に障害がある場合……伝音性難聴（中耳炎の後遺症、耳小骨の欠損など）
- 感音系に障害がある場合……感音性難聴（内耳の障害、聴神経の切断など）
- 伝音系・感音系ともに障害がある場合…混合性難聴

聴覚障害の種類によって聞こえ方、補聴器の効果が異なる

- 伝音性難聴の場合の聞こえ方

HANASHI ⟶ HANASHI

音が小さくなるだけなので、補聴器の効果は大きい

資料

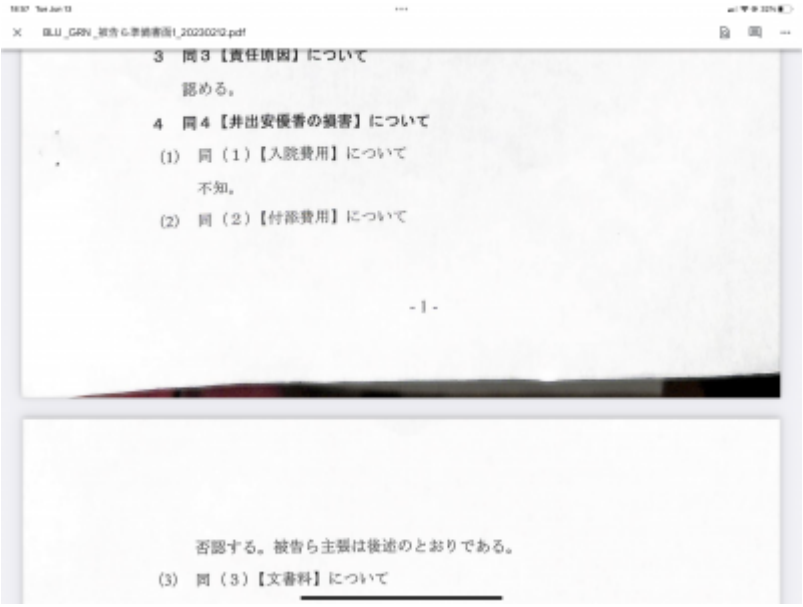

3 同３【責任原因】について

認める。

4 同４【非出安優香の損害】について

(1) 同（１）【入院費用】について

不知。

(2) 同（２）【付添費用】について

- 1 -

否認する。被告ら主張は後述のとおりである。

(3) 同（３）【文書料】について

入院費は認めない

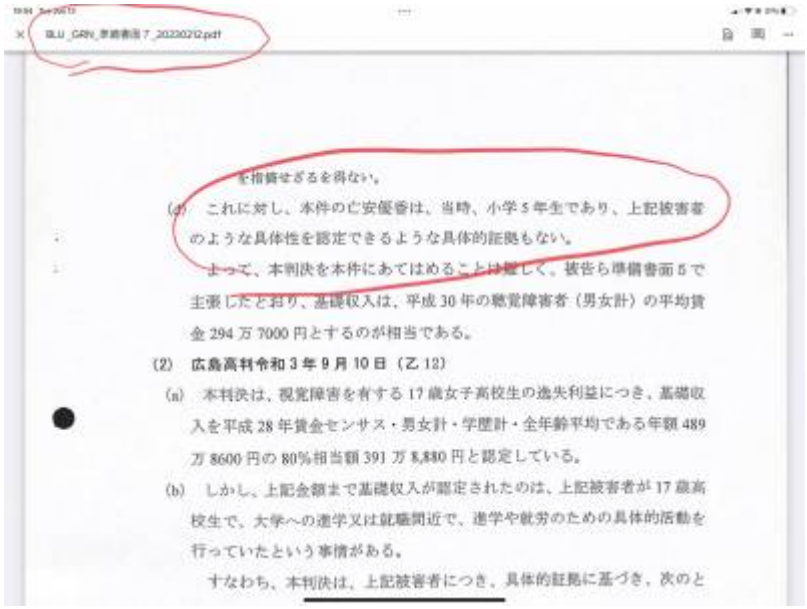

を指摘せざるを得ない。

(d) これに対し、本件の亡安優香は、当時、小学5年生であり、上記被害者のような具体性を認定できるような具体的証拠もない。

よって、本判決を本件にあてはめることは難しく、被告ら準備書面5で主張したとおり、基礎収入は、平成30年の聴覚障害者（男女計）の平均賃金294万7000円とするのが相当である。

(2) **広島高判令和3年9月10日（乙12）**

(a) 本判決は、視覚障害を有する17歳女子高校生の逸失利益につき、基礎収入を平成28年賃金センサス・男女計・学歴計・全年齢平均である年額489万8600円の80%相当額391万8,880円と認定している。

(b) しかし、上記金額まで基礎収入が認定されたのは、上記被害者が17歳高校生で、大学への進学又は就職間近で、進学や就労のための具体的活動を行っていたという事情がある。

すなわち、本判決は、上記被害者につき、具体的証拠に基づき、次のと

要検討。ツッコミどころ満載！

ファイルリスト

@NS@:pasted:%Y%m%d-%H%M%S

@NS@:pasted:%Y%m%d-%H%M%S

最初のページに戻る

Last update: 2023/08/26 16:49	交通事故:裁判:民事:裁判での主張	https://www.wvic.link/wv/doku.php?id=%E4%BA%A4%E9%80%9A%E4%BA%8B%E6%95%85:%E8%A3%81%E5%88%A4:%E6%B0%91%E4%BA%8B:%E8%A3%81%E5%88%A4%E3%81%A7%E3%81%AE%E4%B8%BB%E5%BC%B5&rev=1693068588

From:
https://www.wvic.link/wv/ - **被害者の知識集成 - Wiki for Victim - 100人で一歩ずつ行きたい**

Permanent link:
https://www.wvic.link/wv/doku.php?id=%E4%BA%A4%E9%80%9A%E4%BA%8B%E6%95%85:%E8%A3%81%E5%88%A4:%E6%B0%91%E4%BA%8B:%E8%A3%81%E5%88%A4%E3%81%A7%E3%81%AE%E4%B8%BB%E5%BC%B5&rev=1693068588

Last update: **2023/08/26 16:49**